

5 - (3) 振動規制法第 16 条第 1 項に基づく指定地域内における道路交通振動の限度

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前 8 時～午後 7 時)	夜 間 (午後 7 時～翌日の午前 8 時)
第 1 種 区 域	65デシベル	60デシベル
第 2 種 区 域	70デシベル	65デシベル

- (注) 1 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、特定工場等に係る規制基準の区域と同一である。
 2 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

5 - (4) 振動規制法に基づく地域指定状況

対 象 市 町
鹿児島市，鹿屋市，枕崎市，阿久根市，出水市，指宿市，西之表市， 垂水市，薩摩川内市，日置市，曽於市，霧島市，いちき串木野市，南さつま市， 志布志市，奄美市，南九州市，伊佐市，姶良市，さつま町，湧水町，錦江町， 肝付町，中種子町，瀬戸内町，和泊町，知名町

鹿児島市は平成 8 年に中核市となって以降，鹿児島市長が独自に指定。

薩摩川内市は平成18年度から，権限移譲により薩摩川内市長が独自に指定。

鹿屋市，霧島市は平成19年度から，権限移譲により各市長が独自に指定。